

船舶事故調査報告書

平成29年12月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年1月21日 14時00分ごろ
発生場所	石川県志賀町富来漁港西方沖 海士埼灯台から真方位261° 17.9海里（M）付近 （概位 北緯37° 06.0′ 東経136° 18.0′）
事故の概要	漁船大六栄丸は、底びき網漁の操業中、また、漁船第2永宝丸は、航行中、両船が衝突した。 大六栄丸は、左舷船尾部外板等に破損を生じ、また、第2永宝丸は、船首部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成29年7月10日本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）及び1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 大六栄丸、6.6トン IK2-5086（漁船登録番号）、個人所有 13.27m（Lr）×2.99m×1.38m、FRP ディーゼル機関、478.08kW、昭和62年7月31日 第244-16518号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第2永宝丸、6.12トン IK2-4083（漁船登録番号）、個人所有 12.15m（Lr）×2.54m×0.77m、FRP ディーゼル機関、382.50kW、昭和49年9月15日 第244-16728号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年3月19日 免許証交付日 平成24年10月29日 （平成30年3月18日まで有効） B 船長B 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年2月24日 免許証交付日 平成24年10月29日 （平成30年4月22日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 左舷船尾部外板等に破損 B 船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約3m
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか3人が乗り組み、小型底びき網漁の目的で、平成29年1月2日12時00分ごろ富来漁港を出港し、同漁港西方沖約17.9Mの漁場に至って操業を開始した。</p> <p>船長Aは、えい網して南東進中、東方から接近するB船を認め、衝突のおそれを感じて、無線機で呼び掛けたところ、応答が得られなかった。</p> <p>A船は、船長Aが、機関を使用して衝突を避けようとしたものの、14時00分ごろA船の左舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>A船は、船長A及び船長Bが互いの無事と両船の損傷状況を確認した後、富来漁港に帰った。</p> <p>B船は、船長Bほか3人が乗り組み、えびかご漁の目的で、富来漁港西方沖の漁場に向けて西進した。</p> <p>船長Bは、操舵室に1人に入ってドアと窓を閉め、暖房を入れ、操舵室中央に設置した椅子に腰を掛けた姿勢で、自動操舵により操船し、レーダーの衝突警報機能を停止していた。</p> <p>船長Bは、衝撃を感じてA船と衝突したことに気付き、その直後B船のプロペラの回転が停止し、B船のプロペラにA船のえい索が巻き付いている状況を認めた。</p> <p>B船は、近くで本事故を目撃した僚船にえい航されて富来漁港に帰った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、ふだんからA船の汽笛の音があまり大きくないように感じていたので、本事故当時、汽笛の吹鳴より無線機でB船に呼び掛ける方が効果的であると思っていた。</p> <p>船長Bは、ふだんからB船の無線機の周波数をえびかご漁を行う僚船のみと交信するように調節していた。</p> <p>船長Bは、本事故当時、B船より先に出漁した僚船はいないものと思っていた。</p> <p>B船の船長を除く3人の乗組員は、本事故当時、船室で待機していた。</p> <p>船長Bは、海面反射によりレーダーの衝突警報が頻繁に鳴ったので、衝突警報機能を停止していた。</p> <p>船長Bは、双眼鏡を使用して見張りを行っていなかった。</p> <p>船長Bは、衝突するまでA船の存在に気付かなかった原因について</p>

	本事故後も思い当たらなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A なし、B あり A なし、B なし A なし、B なし A 船は、富来漁港西方沖をえい網して南東進中、船長Aが接近するB船に気付いて機関を使用したものの、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、富来漁港西方沖を西進中、船長Bが見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、双眼鏡を使用して見張りを適切に行っていなかったものと考えられるが、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、富来漁港西方沖において、A船がえい網して南東進中、B船が西進中、船長Bが、双眼鏡を使用するなどして見張りを適切に行っていなかったため、A船と衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、双眼鏡を使用するなどして常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

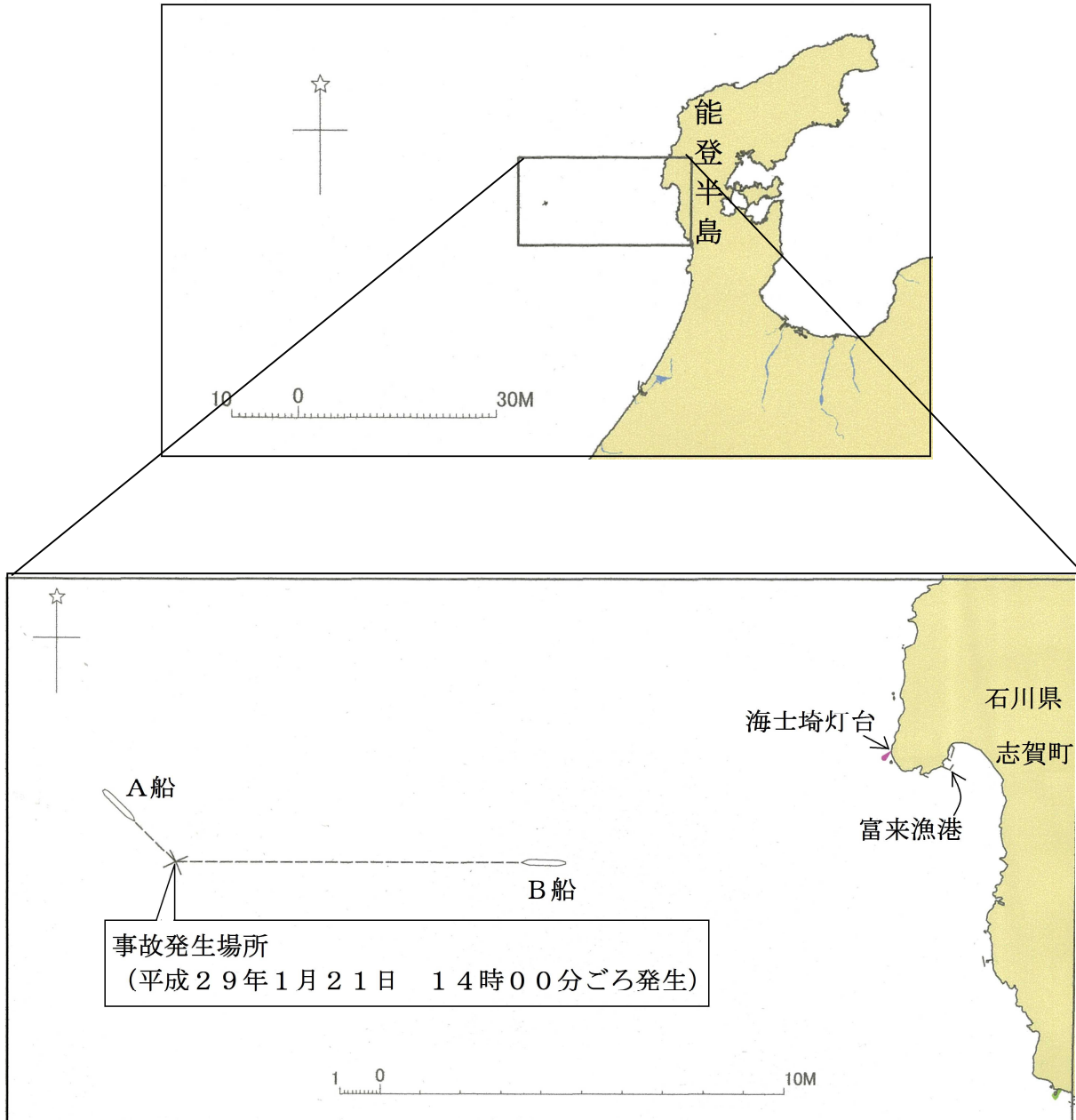


写真1 A船の損傷状況



写真2 B船の損傷状況

